

○御船町移住支援金交付要綱

令和元年 7 月 12 日

告示第 83 号

改正 令和 4 年 1 月 25 日 告示第 4 号

令和 4 年 6 月 13 日 告示第 136 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、御船町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から御船町に移住して、就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、御船町補助金等交付規則（昭和 53 年規則第 7 号）及び熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 支援金の支給対象者は、第 1 号に定める要件を満たす者のうち、第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号の要件を満たす就業又は起業等をした者とする。

(1) 移住等に関する要件

2 人以上の世帯の場合にあつては次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当し、単身の場合にあつては次に掲げるア、イ及びエに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含

む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ） 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

（ウ） ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） この要綱の施行日以降に御船町に転入していること。

（イ） 支援金の申請時において、転入後3月以上1年以内であること。

（ウ） 御船町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

（イ） 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

（ウ） 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、熊本県（以下「県」という。）において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

（エ） 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、転入後3月以上1年以内であること。

エ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他町長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

一般の場合にあってはアからキに該当し、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合にあってはア及びクからサに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて次に掲げる事項の全てに該当する対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3月以上在職していること。

(ア) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

(ウ) みなし大企業でないこと。ただし、上記（イ）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。

(エ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人

(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域を勤務地とする場合に限る。))を採用する法人を除く。)ではないこと。

(オ) 雇用保険の適用事業主であること。

(カ) 「熊本県UIJターン就職支援センター」へ登録している法人であること。

(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

ケ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

コ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

サ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当

該移住者に資金提供されていないこと。

- (4) 1年以内に要領に規定する県が行う起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 2人以上の世帯の移住者 1,000,000円

- (2) 単身の移住者 600,000円

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、御船町移住支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、申請しようとする年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 全ての申請者

ア 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

イ 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間（第2条第1号アに該当すること。）を確認できる書類）

ウ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

- (2) 東京23区外の東京圏から東京23区に通勤していた者（次号に定める者を除く。）

ア 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

- (3) 東京23区外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主

ア 法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる

書類（移住元での在勤地を確認できる書類）

イ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

（４） ２人以上の世帯の移住者

ア 移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

（５） 支援金（就業の場合）の申請者

ア 就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）（様式第２―１号）

（６） 支援金（テレワークの場合）の申請者

ア 就業先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）（様式第２―２号）

（７） 支援金（起業の場合）の申請者

ア 起業支援金の交付決定通知書の写し

（支援金の支給）

第５条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で支援金の交付を決定し、御船町移住支援金交付決定通知書（様式第３号。以下「交付決定通知書」という。）を交付し、支援金を支給するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第６条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、御船町移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第４号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

第７条 町長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、御船町移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第５号）により、再交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第８条 町長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求める

ことができる。

(支援金の返還)

第9条 町長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事に協議のうえ、町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 次のアからエまでに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ 支援金の申請日から3年未満で御船町から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に御船町から転出した場合 半額

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月25日告示第4号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月13日告示第136号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

御船町長 様

御船町移住支援金交付申請書

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領及び御船町移住支援金交付要綱第 4 条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏 名			
住 所		電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1 の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業		
		テレワーク				

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

要領第 4 1 （1）に定める要件について		A. 満たす		B. 満たさない
別紙第 1 「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙第 2 「熊本県移住支援事業に係る個人情報情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、御船町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3 親等以内の親族に該当しない		B. 3 親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 御船町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各種確認事項の B. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

※ 5 年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他 ()

7 支援金の振込先

☐ 銀行・信用金庫・農協

金融機関名	
支 店 名	
口 座 種 別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()
口 座 番 号	
ふ り が な	
口座名義人	

☐ ゆうちょ銀行

記 号	
番 号	
ふ り が な	
口座名義人	

管理コード (熊本県及び御船町使用欄)	
---------------------	--

様式第 1 号別紙第 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び御船町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領及び御船町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に御船町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に御船町以外の市区町村に転出した場合：半額

様式第 1 号別紙第 2

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 熊本県及び御船町は、熊本県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、熊本県及び御船町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 熊本県及び御船町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 3 熊本県及び御船町は、移住支援金の返還事由の該当の有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

様式第 2－1 号（第 4 条関係）

年 月 日

御船町長 様

所在地
事業所名
代表者名
電話番号
担当者名
印

就業証明書（御船町移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない □プロフェッショナル人材事業 □先導的人材マッチング事業

熊本県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、熊本県及び御船町の求めに応じて、熊本県及び御船町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 2－2 号（第 4 条関係）

年 月 日

御船町長 様

所 在 地
事業所名
代表者名
電話番号
担当者名
印

就業証明書（テレワーク）（御船町移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

熊本県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、熊本県及び御船町の求めに応じて、熊本県及び御船町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

御船町長 印

御船町移住支援金交付決定通知書

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）及び御船町移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定により、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたので通知します。

移住支援金 円

（備考）

- 1 御船町は、要領及び要綱の規定により、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - （1） 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2） 申請日から3年未満で御船町から転出した場合：全額
 - （3） 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （4） 要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - （5） 申請日から3年以上5年以内に御船町から転出した場合：半額
- 2 御船町は、要領及び要綱の規定により、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35 地方移住支援型の金利引下げの適用について
 - （1） この通知書はフラット35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

御船町長 様

御船町移住支援金交付決定通知書再交付願

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領及び御船町移住支援金交付要綱第 6 条の規定により、御船町移住支援金交付決定通知書の再交付を願います。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏 名			
住 所		電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1 の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業		
		テレワーク				

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

要領第 4 1 （1）に定める要件について		A. 満たす		B. 満たさない
別紙第 1 「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙第 2 「熊本県移住支援事業に係る個人情報情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、御船町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3 親等以内の親族に該当しない		B. 3 親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 御船町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各種確認事項の B. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

5 （東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

7 再交付願いを行う理由

--

管理コード（熊本県及び御船町使用欄）	
--------------------	--

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

御船町長

印

御船町移住支援金交付決定通知書（再交付）

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領及び御船町移住支援金交付要綱第7条の規定により、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたので通知します。

なお、本通知は、移住支援金交付決定通知書の再交付であり、既に移住支援金が支払われている場合、これにより再度移住支援金を支払うものではありません。

移住支援金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 御船町は、要領及び要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満で御船町から転出した場合：全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

- ・要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に御船町から転出した場合：半額

2 御船町は、要領及び要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット35 地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット35地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第1号（第4条関係）

様式第2—1号（第4条関係）

様式第2—2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）